

近運自貨第17号  
平成27年4月16日

一般社団法人京都府建設業協会 殿

国土交通省近畿運輸局自動車交通部長



### トラック運送業における適正取引の推進について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、運輸行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、トラック運送業については、荷主、元請事業者、下請事業者間の取引の適正化を図るため、平成16年度から下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法物流指定が適用されております。

また、こうした法律による規制に加えて、国土交通省では、トラック運送業における適正取引の推進を図るため、平成20年3月に「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン(<http://www.mlit.go.jp/common/001069396.pdf>)」を策定しております。

一方、トラック運送事業者の負担となっている商習慣を改善することは、サプライチェーン全体の最適化、トラック産業の生産性を向上させる観点からも大変重要であり、強く求められていることから、平成27年2月に同ガイドラインを改訂いたしました。

また、平成26年1月に、安全運行の確保に向け荷主等と協働の下、運行条件に係る重要事項について書面化を推進するために「トラック運送業における書面化推進ガイドライン(<http://www.mlit.go.jp/common/001025206.pdf>)」を策定しております。

つきましては、これらを了知していただくとともに、本ガイドラインを活用し、荷主、元請事業者、下請事業者間の適正取引が推進されますよう貴傘下会員へ周知いただくよう、ご協力よろしく願いいたします。